

鳥取県中部を震源とする地震による被災者に対する 県税の減免等についてのお知らせ

鳥 取 県

平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部を震源とする地震の災害によって被害を受けられた方には、次のような特例制度が適用されます。

1 減免について

個人事業税、不動産取得税については、次の基準により税金が減免されます。

(1) 不動産取得税

適用される要件	減免される額
・災害により不動産が損害を受けた場合で、被災後 5 年以内に同じ用途の不動産（以下「代替不動産」という。）を取得した場合	A × B × 税率 = 減免額
・取得した不動産がその取得の直後に災害により、滅失又は損壊した場合	A' × B × 税率 = 減免額

※A：代替不動産の 1 m²当たりの評価額 A'：被災不動産の 1 m²当たりの評価額
B：被災不動産の被災面積

被災面積は、被災不動産の面積に 次の率を乗じて算定します。	全 壊	100%	大規模半壊	80%
	半 壊	50%	一部損壊	20%

(2) 個人事業税

次のとおり、平成 27 年の事業所得に対する税金が減免されます。

適用される要件	減免される額	
・災害による事業用資産の損害金額がその資産の価格の 2 分の 1 以上で、平成 27 年中の事業所得が 1,000 万円以下である場合	平成 27 年中の事業所得	減免の割合
	500 万円以下	全 額
	500 万円超 750 万円以下	2 分の 1
	750 万円超 1,000 万円以下	4 分の 1
・住宅又は家財の損害金額がその資産の価格の 2 分の 1 以上で、平成 27 年中の合計所得が 500 万円以下である場合	全 額	

2 期限の延長の措置について

申告書等書類の提出及び納付に関する期限で、災害のあった日（10月21日）までに期限が到来していないものについては、納税者等の申請に基づきその期限を、災害のやんだ日から2か月以内を限度に延長できます。

3 納税の猶予について

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合においては、納税者等の申請に基づき納税を猶予できる場合があります。

4 お問い合わせについて

手続きや詳しい適用要件等については、最寄りの県税事務所又は税務課へお尋ねください。

事務所名	電話番号	所 在 地
東部県税事務所	(0857) 20-3515	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176
中部県税事務所	(0858) 23-3109	〒682-0802 倉吉市東巖城町2
西部県税事務所	(0859) 31-9621	〒683-0054 米子市糺町1丁目160
税 務 課	(0857) 26-7053	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220